第６回米軍基地問題に関するアドバイザリーボード会議 議事概要

日 時：令和８年７月 23 日（木）9:00～12:00
場 所：県庁６階第２特別会議室
出席者：
【委員】 柳澤協二 委員、添谷芳秀 委員、宮城大蔵 委員、野添文彬 委員、山本章子 委員、マイク望月 委員（WEB 参加）
【沖縄県】 玉城デニー 知事、宮城嗣吉 副知事、多良間一弘 知事公室長、城間敦 基地対策統括監 ほか

１　知事挨拶

戦後 80 年を経た今もなお過重な基地負担を強いられ続けていることに加え、安保関連三文書の前倒し改定を含む国内の安全保障政策や非核三原則を巡る議論などが、本県の基地負担にどのような影響を及ぼすか注視している。

また、米国の安全保障戦略の変化に伴う海兵隊の EABO 構想やオスプレイ等の動向、自衛隊の防衛力強化、ミサイル配備等が地域の緊張を高めることにつながるのではないかと強く懸念している。

ウクライナ戦争の長期化や中東情勢の緊迫化など安全保障環境が複雑さを増す中、沖縄の持続的な発展を果たすためには地域が平和であることが大前提である。独自の地域外交を展開し、世界の恒久平和に貢献することを目指す立場から、「恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称)」の策定や国際平和研究機構（仮称）の設立等の取組を進めていく。

本日は、国内外の安全保障政策の動向、日米の安全保障戦略関連、基地問題に関する国内外への働きかけなど、米軍基地問題に関わる最新の動向等について、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜り、県の施策の参考とさせていただきたい。よろしくお願いいたします。

２　沖縄県からの説明

【基地対策課】

県内における日米共同訓練の状況（レゾリュート・ドラゴンやキーン・ソード等の規模拡大)、米軍構成員等による事件・事故の推移と罪種の分析、ワシントン駐在に関する現状や今後の情報収集・発信体制等について報告を行った。

【辺野古新基地建設問題対策課】

辺野古新基地建設工事の進捗状況（埋立土量の状況等)、トークキャラバンや SNS 等を通じた国民的議論の機運醸成の取組、県と国との訴訟等について報告を行った。

【平和・地域外交推進課】

令和６年度・７年度の地域外交の取組実績（済州フォーラム参加、北米県人会サミット等）、「恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）」の策定に向けた進捗、国際平和研究機構（仮称）の設置に向けた調査等について報告を行った。

３　各委員からの報告及び意見交換

(1) 国内の安全保障政策について

ア　高市政権における安保関連三文書前倒し改定等を含む安全保障政策と、それが沖縄の基地負担へ及ぼす影響について

（委員）

厳しい国際環境の中、安保三文書の見直しが進められており、ドローンやAI、防衛産業の充実などが論点となる一方、沖縄を含む南西諸島を引き続き重視し、ドローンや長距離ミサイルの配備、弾薬・燃料の備蓄、日米による実戦的訓練が行われるほか、今後は水陸機動団の配備や日米合同司令部の設置なども議論される可能性があり、さらなる基地負担の増大が懸念される。

（委員）

高市政権の安全保障政策は、米国からの要請を満たすための防衛費増額、武器輸出拡大と継戦能力の確保を理由とした防衛産業への投資を進めるものであるが、財源確保の見通しが全く立っていない。

イ　非核三原則をめぐる議論などの動向が、沖縄の安全保障や基地負担へ及ぼす影響について

（委員）

核搭載艦船の寄港について、米側の理解としては事前協議の対象外としているが、その一方で日本政府はこれまで事前協議の対象であると国民に説明してきたところ、その溝をあえて埋めないというのが現状であり、事前協議の対象外とするという日米両政府間での明示的な合意はなされていないし、密約も存在しない。

また、政府は、核搭載艦船の寄港は事前協議の対象と考えているとしつつも、これまで事前協議がないことを理由に「持ち込みはないものと信じる」という答弁を繰り返しており、事実上、一時寄港による核持ち込みを容認してきた状況で、今日、問題になっていない。

非核三原則の問題として重要なのは「持ち込み」と考えている。沖縄返還に際しての佐藤首相の密約の有効性をどう考えるかということもあるが、最低限、事前協議の対象

であるということはこれまで一貫している。核共有や非核三原則見直しの議論があるが、日本側の主体的な判断を担保したいという事前協議制度の本来の主旨に遡り、その政策は何かということを考えないと、米側とは渡り合えないと考えている。

（委員）

核の持ち込みに関し、米側は基本的には海外配備を行わない政策をとっている一方、核ミサイルが発射可能となるタイフォンなどのプラットフォームの配備については積極的である。仮に米側が核を持ち込むとすれば、北京と東京の双方が射程範囲に入りワシントンD.C.までは届かない中距離核を持ち込むことになると思われ、注視する必要がある。

（委員）

核搭載艦の日本寄港は事前協議の対象となるが、1990年代以降は米国が艦船への核搭載を取りやめたことで問題が表面化しなかった。しかし、米国の安全保障コミュニティにおいて「拡大抑止力の弱体化」への強い懸念と戦略見直しが進む中、今後はこの問題が再び表面化してくると考えられる。

米国の安全保障コミュニティにおいて「拡大抑止の弱体化」への懸念から中ロに対する「エスカレーションの優位性」を獲得するため、(1)核弾頭の増強、(2)運搬手段の拡充、(3)低威力の核オプション、(4)対戦力標的攻撃、(5)ミサイル防衛、(6)通常戦力と核戦力の統合、(7)前方展開拡大に至る7つの取り組みが進められている。特に(3)低威力核や(6)通常・核戦力の統合は核使用を容易にするものであり、このような米国の戦略政策の変化が、日本の非核三原則の見直しを促す要因となっているように思われる。

日本において、拡大抑止力が弱まっているという認識が、非核三原則の再解釈という動きにつながっていると思うが、この「拡大抑止の弱体化」という評価自体が、能力と意思のみを重視し、潜在的敵対国である中国の動機や意図を無視した誤った評価に基づいている。中国に突如日本を攻撃する動機はないが、台湾をめぐる米中軍事衝突において米国が日本の軍事資産を活用し、日本が米国の武力行使を支援した場合、中国に日本を攻撃する相当の動機が生じるため、米国が攻撃を抑止することは困難になる。どれだけ拡大抑止力を強化しても、戦争に発展し日本が支援を行えば必然的に在日米軍基地が攻撃され、拡大抑止はこの段階で完全に崩壊する。

さらに、空軍の分散等が進めば、非常に脆弱な民間空港までもが攻撃対象となる。こうした分析を欠いたまま拡大抑止の強化のみを叫ぶ議論は非常に不十分である。 拡大抑止力の強化は、平和と安定を脆弱なものにする危険性がある。日米同盟と中国との間での軍拡競争が加速することで、第一列島線における軍事化が進み、沖縄県民への負担と危険が増大することに繋がる。

日本が、①拡大抑止力の問題に対してより柔軟な姿勢をとり、②拡大抑止力における

核兵器の役割を制限するよう努め、③非核三原則を厳格に堅持し続けるべきである。また、④核兵器の「先制不使用」、「唯一の目的としての使用」という原則を支持し、⑤国連核兵器禁止条約会議にオブザーバーとして参加することで、⑥核軍備管理のより積極的な提唱者となるべきである、と考えており、日本政府の議論を方向転換させるためには、沖縄の声が重要である。

(2) 国際情勢関連について

ア　中東をはじめとする国際情勢の変化が、在沖米軍基地に及ぼす影響について

（委員）

イラン情勢等の教訓として、ミサイルやドローンは地形の障害を容易に乗り越え、弾薬が存在する限り攻撃目標が際限なく拡大するという、歩兵中心の戦争とは異なる特徴があり、民間のデータセンター等が優先的な攻撃対象となってくるリスクを踏まえた慎重な考察が必要である。

イ　台湾情勢の動向が、在沖米軍基地や沖縄の安全保障環境へ及ぼす影響について

（委員）

台湾有事に関して、2027 年に全面侵攻が起こる可能性は低く、2028 年以降に台湾への物資輸送時における中国の検閲や海上封鎖など、徐々にレベルを上げる対応（検疫シナリオ等）が想定され、その場合の県内離島における生活面への影響が指摘されている。

（委員）

米中間の安定性を模索する政治の方針と、日米の軍事当局が進める台湾有事を想定した共同作戦計画の実装化との間には「政治と軍事のズレ」が生じており、最終的に政治がどのような決断を下すのか注視しなければならない。

（委員）

「拡大抑止の弱体化」という議論は中国の動機や意図を無視した誤った評価に基づいている。中国が突如日本を攻撃する意図はないが、台湾有事で日本が米軍の武力行使を支援し基地や民間空港を使用させれば、中国に攻撃の相当な動機を与え、拡大抑止は完全に崩壊して日本が巻き込まれることになる。

(3) 日米の安全保障戦略関連について

ア　米国の安全保障戦略の変化（西半球へのシフト等）や海兵隊の EABO 等が、在沖

米軍基地に及ぼす影響について

（委員）

トランプが政権国家安全保障戦略において西半球重視を掲げている一方、米軍は第一列島線の防衛を重視しているため、結果として自衛隊が南西諸島防衛でより前面に出ていくことが必要との意見が米国であった。

また、米軍関係者の中にも、沖縄の米軍基地の軍事的な脆弱性や政治的反発を踏まえると、訓練を県外・国外で行うことで基地負担の軽減ができるという声もしばしば聞かれた。

DPRI（米軍再編）について、軍事的合理性がないとの意見が大勢ではあるものの、その見直しについては、まだ意見が分かれている。しかし、軍関係者においては、DPRI の見直しに肯定的な意見が多い。

（委員）

米国が西半球重視（新モンロー主義）を打ち出しており、日本が今まで当然のように頼りにしてきた「拡大抑止」という概念自体が揺らいでいる。アメリカに一切逆らわない日本政府の姿勢や現在のアメリカの動向のもとでは、沖縄の基地負担軽減に対する関心や期待は全く望めない。

また、これまで日本政府が抑止力の中核と説明してきた第 31 海兵遠征部隊（31MEU）が、トリポリへの帰港も含め 3 ヶ月にわたり不在であった実態を踏まえ、政府が主張する「抑止力」とは一体何なのかを改めて議論・検証する必要がある。

イ　自衛隊の防衛力強化及び日米の協力体制強化等の動向が、沖縄の安全保障環境や基地負担に及ぼす影響について

（委員）

軍事における IT 活用が進む中、自衛隊と米軍との間に IT 技術や情報量の格差が存在しており、日米の指揮の緊密化に伴い、日本がアメリカの判断に引きずられる危険性がますます高まっている。

ウ　自衛隊における防衛装備の革新や在沖海兵隊の NMESIS 等の配備に伴う運用や国内における今後のミサイル配備等の方向性及び、それらが地域の安定にどう影響するかについて

（委員）

国内において長射程ミサイルの配備や弾薬庫の拡張・新設が進められているが、反撃

能力そのものが攻撃対象となることを考えると、有事に周辺住民へどう影響するのか、自治体が責任を持って政府に対して説明を求める必要がある。

（委員）
冷戦末期に欧州で中距離核ミサイルが配備された際、当事者としての危機感から激しい反核運動が起こり INF 全廃条約や米ソ冷戦の終結に結びついた経緯があり、日本においても中距離ミサイル配備等の動きに対して国民全体が自分ごととして危機感を持てるかが重要である。

(4) オスプレイ等の動向について

ア　オスプレイの生産体制や運用期間、オスプレイ後継機の動向について

（委員）
オスプレイの生産は徐々に終了する方向にあるが、海兵隊における運用は最低でも2040 年代まで継続されると考えられる。新たなシステムが導入される可能性もあるが、当分は現在の運用が継続されるとみるべきである。

イ　米軍の航空機運用等における、長い滑走路の必要性について

（委員）
米軍による那覇空港の使用について、1996 年、米軍は有事だけでなく、緊急着陸や訓練を含む通常以外で使用することを考えていたようである。また、日米両政府は、97 年に実施された日米防衛協力ガイドラインの見直しの一環として那覇空港の使用を想定していたことが資料から読み取れる。その後の国内法の整備により、米軍による那覇空港の使用は整理されているが、米軍がより確実に那覇空港を使用できるようにしたい、また他の県内空港の使用についても考えているものとみている。

（委員）
1996 年当時、普天間代替施設の滑走路について当時は深く考慮されておらず、海兵隊航空部隊へのオスプレイ導入が決まっていたことから「1,300m あればよい」と想定されており、現在の議論とは全く異なるものであった。
また、1997 年の日米ガイドライン改定を経て 1999 年に周辺事態安全確保法が制定されたが強制力はなかった。2006 年の在日米軍再編ロードマップにおいて、普天間返還８条件に新田原基地及び築城基地の緊急時使用が盛り込まれた。なお、那覇基地の使用は1996 年時点で合意済みのため触れられていない。
2013 年の再編見直しにおいて、普天間返還の８条件の一つに「代替施設では確保され

ない2,000m級の長い滑走路を持つ県内６つの民間空港の緊急時使用」が盛り込まれた。なお、2009年のウィキリークス公表文書等によれば、自衛隊施設としての那覇基地や沖縄県内の民間空港が使えなければ普天間は返還しないという議論が日米間で既になされていた。

このように、自治体の協力をいかにして引き出すかという目的で普天間返還の議論が利用されている。結果として2003年4月の有事法制等により軍民共用インフラ利用の枠組みが整えられた。

2015年の平和安全法制成立により、米軍以外の他国軍も有事になれば民間空港・港湾・道路・電波や民間地を使用できるようになり、2022年の安保三文書制定によって、平時から有事までシームレスに民間空港・港湾を自衛隊や米軍が訓練や共同作戦で使用できるようになるなど、法整備が着々と進められてきた。一方で、存立危機事態で自治体に強制力が働かない構造に対し米軍側は不満を抱いている。

2024年の地方自治法改正において、個別法の規定がなくても国民の生命等の保護のために特に必要な場合は、事前に国と自治体が必要最小限の協議を行うこととはされているものの、国が地方自治体に指示が出せることとなり、国が地方自治体へ一方的に指示権を行使する動向が強まりつつある。

(5) アジア版OSCEの創設について

ア　アジア版OSCEの創設構想、及び基地負担軽減への影響と可能性について

（委員）

アジア版OSCE（地域安全保障対話）の創設に向けては、「米中に対立・交戦してもらっては困る国々」を中心にメンバーを募り、トラック2やトラック3等の枠組みを通じて、各国から自由な発想を持つ研究者を集めた会議・対話の場を構築していくことが可能であり、必要不可欠である。

（委員）

アジアにおける緊張緩和の模索やその試みについては、冷戦期のアジア版ロカルノ構想や、冷戦後の六カ国協議、ASEAN地域フォーラム（ARF)、東アジアサミット（EAS）などが、安全保障面での緊張緩和の枠組みとして広がるのではと期待されたものの、六カ国協議がある時点で休止状態になるなど、十分に機能しきれていない。しかしながら、アジア版OSCEのような新たな枠組みを作ることは労力やコストもかかるため、既存の枠組みの強化が現実的とする見方が多いものの、「アジア版OSCE」という形で明確に提起することには国内向けに議論と発想の幅を広げる大きな啓蒙的意義がある。財源や少子化等の日本の国力を考慮すると、抑止力強化一辺倒の軍拡競争になればなるほど日本にとって極めて不利な競争であり、軍縮や信頼醸成・緊張緩和を追求することこそが日本

の置かれた状況における真のリアリズムであると考える。
　こうした取り組みは、沖縄の基地負担軽減に即座に結びつくものではないが、紛争や衝突に沖縄が巻き込まれることを回避・緩和する上で非常に重要な意味を持つ。

(6) 国際平和研究機構（仮称）について

ア　国際平和研究機構の枠組みを通じた平和構築の可能性や連携のあり方について

（委員）
　沖縄は、中国から日本へのインバウンドが半減してもなお年間 200 万人が訪れ日本への好感度も高いという強みを活かし、市民レベルでの相互理解や敵意緩和を担う「ひとつのゲートウェイ」として、「隠れた外交の役割」を継続していくことが極めて重要である。

（委員）
　県が推進する「国際平和研究機構（仮称）」については、①博士取得者等の研究者を配置することで専門家ネットワークを構築しトラック 2 の受け皿となること、②平和教育の進化と創造的発展の拠点となること、③沖縄戦経験者の知見・経験や関連研究を継承していくアーカイブ機能の構築と公文書館との連携を図ること、を三本柱として必要性を訴えていくことができると考えている。

(7) その他

ア　民間空港・港湾等の軍事利用と自治体の権限について

（委員）
　現在の抑止力強化や非核三原則見直し等の動きは戦後日本のパラダイムからの転換であり非常に危うく、沖縄はそれに代わる新たなパラダイムを提示する正当性を持つ発信拠点になり得る。

（委員）
　那覇空港の使用について、県として港湾・空港ビルディングの管理等の権限を利用して協力しないことや、関与の余地を検討すべきではないか。

（沖縄県）
　那覇空港本体は国の管理だが、空港ビルディングには県も出資しており関与の余地はあるかもしれない。現状では軍事使用に関する空港本体の機能上の安全確保等の議論は不十分であり、県民の合意がない中では反対を続ける。

4　意見交換後の知事、副知事コメント

(1) 知事コメント

激動する国際情勢・国内情勢の中、委員の皆様からの示唆に富んだ意見は県の平和施策の大きな支えとなる。沖縄県として堅持すべき視点や、今後の議論の重要な視座を明確に示していただき感謝申し上げる。

(2) 副知事コメント

沖縄を取り巻く安全保障環境について、ご意見、ご提言をいただき感謝申し上げる。いただいた提言によっては、複数の部局にまたがるため、所管部局含め勉強会等を設けて理解を深めていきたい。

以上